

プロジェクト リース

項目 第 509 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 509 回企業会計基準委員会（2023 年 9 月 7 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

全般的なコメント

2. 個別の審議事項とするものと、コメント対応案の検討において対応するものの切り分けに関する事務局の提案に賛成する。
3. 事務局による対応案に賛成する。本公開草案の公表後、既に各企業等が対応する準備を開始しているため、今後の審議も議論全体の予見可能性を高め、どのように議論が進んでいるかが分かるように進めていただきたい。
4. 事務局による対応案に賛成するが、コメント・レター全体として、IFRS 第 16 号と異なる会計処理を採用しているものに対して IFRS 第 16 号との整合性を求める意見や、IFRS 第 16 号の会計処理の選択を認めるべきとの意見が多く寄せられている。これら IFRS 第 16 号との整合性に関する論点をまとめて審議し、全体の方向性を決めてから個々の各論を順番に審議することが効率的で整合性も確保しやすいと考える。

質問 4（個別財務諸表への適用に関する質問）

5. これまで公表している会計基準は、原則として連結財務諸表と個別財務諸表で同一の会計処理を定めてきていると理解している。リースについて連結財務諸表と個別財務諸表で異なる会計処理を定める場合、個別財務諸表の有用性や意義、目的等にも影響すると考えられるため、慎重に議論する必要があると考える。

質問 5（リースの定義及びリースの識別に関する質問）

6. 資料(2)の第 37 項(1)及び(2)について個別の審議事項とすることに賛成する。一方、同項(4)について、関連するリースを構成しない部分としてのサービスと、リースを構成する部分の収益認識パターンが同一である場合に、サービスとリースを一体として取り扱

う余地があるか否かは過去の審議であまり検討してこなかったため、コメント提出者のコメントへの対応となり得るとあれば、検討してはどうか。

質問 14 (リースの契約条件の変更及びリースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直しに関する質問)

7. リースの契約条件の変更を伴わない場合におけるリース負債の見直しは、リースの契約には変更が無く、延長オプション等の行使可能性が変化した場合に見直しを求める定めであると理解している。資料(2)の第94項(3)及び(4)について、過去の審議においてリースの契約条件の変更を伴わない場合におけるリース負債の見直しについてはそれほど取り上げてこなかったと考えられるため、次の理由から、個別の審議事項としてはどうか。
 - (1) リースの契約条件の変更及びリースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直しに関する定めが、IFRS 第16号や Topic 842 では、この点に関する定めを設けたことについて、適用開始時において従前の会計基準からの改善として強調されていたものであるため、これに関する定めを日本基準に全く取り入れないという方向性は難しいと考えられる。
 - (2) 延長オプション等の行使可能性の見直しについて重要性に基づく事務負担への配慮があることも踏まえた上で、コメント提出者の懸念点に追加で何らかの対応をすることができるのではないか。

以 上